

介護職員等によるたんの吸引等の研修

実施要綱

株式会社オールスター・Lab

1. 研修開催の目的

平成 24 年4月 1 日から施行された「介護職員等によるたんの吸引等について」の制度化に基づき、居宅及び施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とします。

2. 研修申込・受付方法

(1) 申込方法

① 株式会社オールスター・Lab の 喀痰吸引研修担当:土田、大関までお電話または FAX にてお申込みください。(定員に達した場合、次の開催までお待ち頂く場合もございます)

※必要書類は、株式会社オールスター・Lab のホームページよりダウンロードして、ご使用ください。

【基本研修に必要な書類:ダウンロード(PDF ファイル)】

- 実施要綱
- 受講申込書(様式1-1)
- 利用者同意書(様式1-2)
- 主治医指示書(実地研修用)(様式1-3)
- 指導者実施承諾書(様式1-4)
- 各評価表(様式1-5)

【ダウンロード書類(任意/修正可能)】

- 特定行為業務計画書(様式2-1)
- ヒヤリハット・アクシデント報告書(様式2-2)
- 実施状況報告書(様式2-3)

【認定証申請時に必要な書類】

- 認定証申請チェック表(様式3-1)
- 認定特定行為業務従事者認定証 交付申請書(様式3-2)
- 社会福祉士法及び介護福祉士法附則第4条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書(様式3-3)

(3) 申込先

株式会社オールスター・Lab 喀痰吸引(第1号・第2号・第3号)研修係宛

(郵便番号543-0052) 大阪府大阪市天王寺区大道5丁目7-4 TEL 06-6776-8713

3. 実施場所

- (1)基本研修 SK アカデミービル 2F 他
- (2)実地研修 利用者の居宅等で、指導者のもと、各自研修を行います。

4. 実施スケジュール

<第1号・第2号研修の実施>

(1)

基本研修 日程 7日間 (別紙)

- (2)第1号研修は、基本研修から3ヶ月以内を目安に、第2号研修の実地研修は、基本研修から1ヶ月以内を目安に、利用者・指導者(医師・看護師等)と調整の上、随時実施して下さい。

<第3号研修の実施>

- (1) 基本研修 1日コース (受付8:25～)

8:30～18:45 (筆記試験あり)

*1回あたりの受講者数が5名以上で実施します。(定員12名)

- (2) 実地研修 基本研修から1ヶ月以内を目安に、利用者・指導者(医師・看護師等)と調整の上、随時実施して下さい。

5. 受講費用

<第1号・第2号研修>

- (1)第1号研修「基本研修」及び「実地研修先の紹介あり」の場合：150,000円(税抜)
- (2)第2号研修「基本研修」及び「実地研修先の紹介あり」の場合：130,000円(税抜)
- (3)「基本研修」のみ「実地研修先の紹介なし」の場合：110,000円(税抜)

・ 損害保険料 600円

<第3号研修>

- (1)「基本研修」及び「実地研修」両方受講の場合：48,000円(税込)

[内訳]

- ・ 基本研修受講費用 30,000円＋消費税 2,400円＝32,400円
- ・ 実地研修受講費用 15,000円(税込)(損害保険料、交通費は別途)
- ・ 損害保険料 600円

- (2)「基本研修」のみ受講の場合：32,400円(税込)

[内訳]

- ・ 基本研修受講費用 30,000円＋消費税 2,400円＝32,400円

- (3)基本研修の「経管栄養」のみ受講の場合：15,000円(税込)

[内訳]

- ・ 基本研修(経管栄養のみ)受講費用 15,000円＋消費税 800円＝10,800円

- (4)基本研修の「経管栄養」及び実地研修を受講の場合：25,800円(税込)

[内訳]

- ・ 基本研修(経管栄養のみ)受講費用 10,000円＋消費税 800円＝10,800円

- ・ 実地研修受講費用 15,000 円(税込)(損害保険料、交通費は別途)
- ・ 損害保険料 600 円

(5)「実地研修」のみ受講の場合:要相談

6. 研修費用納入方法

期日までに、研修費用を当事業所の指定金融機関へ振込をお願いいたします。

7. 受講者の募集方法

株式会社オールスター・Lab のホームページ(<http://allstarlab.jp/>)に、開催告知を掲載します。

8. 受講資格(受講対象者)

<第1号・第2号研修>

施設・事業所で勤務する介護職員等であって、医療的ケアを必要とされる方の支援をしている者
介護福祉士、障害者(児)サービス事業所及び障害者(児)施設等(医療機関を除く。)で福祉サービスに従事している介護職員、特別支援学級の教員、保育士等(以下「介護職員等」といいます。)、特定の者に対してたんの吸引等の行為を行う必要のある者。

次に表記する1)対象施設に勤務する2)条件のいずれをも満たしている介護職員等とします。介護職員等とは、介護保険施設においては、専ら介護業務に従事する職員。障害者(児)施設においては、生活支援員等の直接処遇職員をいいます。

実地研修については、原則として受講者が従事している施設等において行うことになる為、申込時点で次の条件のいずれをも満たしていることを条件とします。

(1)従事する施設等に、原則として次の行為のいずれかを必要とする入所者等がいるまたは、予定であること。

- ①口腔内の喀痰吸引
- ②鼻腔内の喀痰吸引
- ③気管カニューレ内の喀痰吸引
- ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ⑤経鼻経管栄養

従事する施設等に、平成 23 年度に実施した指導看護師研修修了者又はそれに準じた知識や技術を有する臨床等での実務経験 5 年以上の指導看護師(准看護師不可)がいるなど、当該施設等において実地研修を行うことができること。

<第3号研修>

介護福祉士、障害者(児)サービス事業所及び障害者(児)施設等(医療機関を除く。)で福祉サービスに従事している介護職員、特別支援学級の教員、保育士等(以下「介護職員等」といいます。)、特定の者に対してたんの吸引等の行為を行う必要のある者。

※「たんの吸引等」とは…

ケア等の種類

たんの吸引 口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部

経管栄養 胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養

ただし、下記に掲げる者については、受講対象者から除きます。

- (1)勤務している事業所が、たんの吸引等を業として行う(登録事業者となる)予定がない場合。
- (2)医療機関(病院・診療所)、介護療養病床、肢体不自由児施設・重度心身障害児施設に勤務する職員。
- (3)「不特定の者」に対して、たんの吸引等を行うことを希望する介護職員等。
- (4)本研修過程(実地研修)において、協力いただくことに利用者からの同意が得られていない場合。
- (5)本研修過程(実地研修)において、協力いただくことになる指導者が確保できていない場合。
- (6)利用者の主治医からの「喀痰吸引指示書」が無い場合。

9. 履修科目免除

<第1号・大2号研修>

当該登録研修機関で実施する研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴、その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該登録研修機関で実施する研修の一部を履修したもとのとして取り扱うこととし、以下に定める者の場合には、以下の履修の範囲とすること。

- ・介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア(実地研修を除く)の科目を履修した者 →(免除科目)基本研修
- ・特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて(平成22年4月1日医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者 →(免除科目)基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」
- ・平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等試行事業(不特定多数者対象)」の研修(平成22年度老人保健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等試行事業研修あり方に関する調査研究事業」)を修了した者 →(免除科目)基本研修(講義)基本研修(演習)実地研修(上記において終了した実地研修行為に限る)

(1)平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業(特定の者対象)」の研修修了者 ⇒(履修の範囲)基本研修

(2)「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)の実施について」(平成23年11月11日障発1111第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) ⇒(履修の範囲)基本研修

(3)「ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の在宅療養の支援について」(平成15年7月17日医政発第0717001号厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引の実施者 ⇒(履修の範囲)基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分

(4)「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」(平成17年3月24日医政発第0324006号厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引の実施者 ⇒(履修の範囲)基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防

止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分

(5)「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成 16 年 10 月 20 日医政 発第 1020008 号厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等の実施者 ⇒(履修の範囲)基本研修(気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。)

<第 3 号研修>

(1) 免除科目

(ア) 重度障害児・者等の地域生活等に関する講義(2時間)

(イ) 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義並びに緊急時の対応及び危険防止に関する講義(喀痰吸引3時間・経管栄養3時間)

(ウ) 上記科目の習得程度の審査(筆記試験)

(エ) 喀痰吸引等に関する演習(シミュレーター演習1時間)

(2) 対象者

平成 23 年 11 月 11 日厚生労働省社会・援護局長発令社援 1111 第 1 号による。

(ア) 平成 22 年度実施「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業(特定の者対象)」の研修修了者

(イ) 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)」の研修修了者

(ウ) 「ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の在宅療養支援について」に基づくたんの吸引の実施者

(エ) 「在宅における ALS 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」に基づくたんの吸引の実施者

(オ) 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」に基づくたんの吸引等の実施者

(3) 免除対象者の申込について

受講申込書に、該当する研修の修了証明書等の写しを添付の上、お申し込み下さい。

10. 使用する研修テキスト

『介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト』中央法規出版 2,160 円(税込)

『喀痰吸引等講習テキスト 第三号研修(特定の者対象)』

http://www.pures.co.jp/h24_kakutan_t_all.pdf

を使用します。もしくは中央法規出版より書籍版が出版されておりますので(2,730 円)、下記の申込書を印刷して頂き、ファックスで直接中央法規出版へお申込下さい。

http://oushin-sendai.jp/text_ordersheet.pdf

11. 筆記試験の実施

<第 1 号・2 号研修>

講義の習得状況の確認のため、講義終了後に下記のとおり筆記試験を実施します。

(1) 出題形式 四肢択一式

(2) 出題数 40 問

(3) 試験時間 60 分

(4) 出題範囲

講義(テキスト)の内容に沿って、基礎的知識を問う問題を中心に出题します

(5) 合否判定基準

総正解率が7割以上の者を合格とします。

<第3号研修>

講義の習得状況の確認のため、講義終了後に下記のとおり筆記試験を実施します。

(1) 出題形式 四肢択一式

(2) 出題数 20 問

(3) 試験時間 30 分

(4) 出題範囲

講義(テキスト)の内容に沿って、基礎的知識を問う問題を中心に出题します

(5) 合否判定基準

総正解率が9割以上の者を合格とします。

総正解率が9割未満の受講者は、筆記試験による再試験を受けることができます。

(6) 留意事項

経管栄養に関する講義とシミュレータ演習のみを受講する受講者については、筆記試験の出題数は10問(「喀痰吸引に関する問題」以外の問題)、試験時間は15分となります。

12. 実地研修の実施

(1)「実地研修」の実施については、「指導者実施承諾書」をご提出頂いた上で、承諾を得た看護師等が就業している事業所・施設等(以下「実地研修の指導者」)に依頼して実施することとします。

(2)実地研修受講者は、実地研修前までに「主治医指示書」「指導者実施承諾書」「説明書兼同意書」を取得し、株式会社オールスター・Labに提出して頂きます。

(3)実地研修受講者(事業所)は、医師の指示書と看護師の助言を元に、喀痰吸引等(特定行為業務)計画書を作成して下さい。(この計画書は実地研修のためだけに立案するものではありません。今後ケアに入るにあたっての計画書として立案ください。計画書様式は自由ですが、ない場合は当施設ホームページよりダウンロードし、ご使用ください)

(4)上記(2)の書類受領後、当施設より実地研修の実施者へ依頼書及び評価票等を送付し、研修を実施して頂きます。

(5)合格判定基準 一連の流れを2回連続して実施できた場合を合格とします。

13. 修了証明書等

実地研修を修了した受講者に対し、修了証明書等を発行します。

14. 賠償保険加入の有無

実地研修を行う介護職員等向けの賠償責任保険に加入します。

15. 受講の取り消し

研修を欠席、又は、15分以上遅刻した者については、受講を取り消したものとして取り扱います。当日は受講できませんので、改めて受講申込をして頂く必要があります。

16. 解約条件及び返金の有無

以下の理由で実地研修を受講できなかった場合には、15,000円を銀行振込(振込手数料は受講者の負担とし、15,000円から手数料を差し引いた金額)にて返金します。

受講の取り消しに該当する理由

- (1)受講者が感冒・インフルエンザ・細菌性腸炎等の感染症に罹患した場合
- (2)受講者が事故による受傷や疾病による入院等で就労不能な場合
- (3)受講者が死亡した場合
- (4)受講者の親族が死亡(忌引きに該当)した場合
- (5)天災により公共交通機関が運行停止し、実地研修場所を訪問できなかった場合返金申込書を提出して頂いた上で、返金の処理を致します。

17. 研修体制の整備その他の安全確保等

- (1)研修開催にあたり、喀痰吸引等に必要な機械器具等備品を常に整備します。
- (2)研修開催にあたり、設備、備品等の清潔の保持、衛生管理に努めます。また感染症の予防に努め、消毒液使い捨て手袋等の対策を講じます。

18. 業務上知り得た秘密の保持

研修事業上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行います。

受講希望者から申し込み時に寄せられた個人情報については、本研修の運営及び修了者名簿作成、修了証発行等の為にのみ使用します。

19. 研修責任者及び苦情申出先窓口

研修責任者 看護師 土田 美奈子

苦情申出先 株式会社オールスター・Lab 相談窓口 担当:佐藤 和広

電話番号:06-6776-8713